

# あるべき農政に向けた プロ農業経営者からの政策提言



平成26年6月19日  
公益社団法人 日本農業法人協会

# 目次

<b>はじめに</b>	… 1
<b>I.担い手の明確化と人材育成の強化に関する提言</b>	… 2
<b>1 担い手の明確化と育成</b>	… 2
(1)認定農業者制度による担い手の明確化と認定基準の厳格化【継続】	
(2)都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】	
(3)人・農地プランを通じた担い手の明確化【新規】	
<b>2 人材育成の強化による担い手の育成支援</b>	… 2
(1)「農の雇用事業」の対象期間延長・制度の改善【継続】	
(2)農業法人等の従業員の独立支援－青年等就農資金制度拡充－【新規】	
<b>3 農業法人等の正社員の位置付けの明確化と人材育成を通じた国際貢献</b>	… 4
(1)補助事業採択要件への農業法人等の正社員の位置付け【継続】	
(2)外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】	
<b>II.農業の構造改革と経営発展に関する提言</b>	… 5
<b>1 農地中間管理機構による農地集積の更なる促進</b>	… 5
(1)これまでの経営努力が尊重される仕組みを構築すること【新規】	
(2)業務委託先の選定と運営体制の監視・指導の徹底【新規】	
(3)機構の運営にプロ農業経営者が参画できる仕組みの構築【新規】	
(4)農地集積を促進するための支援策の拡充【新規】	
<b>2 土地改良事業の対応</b> 【継続】	… 6
<b>3 6次産業化に伴う経営リスクの周知</b> 【継続】	… 6
<b>4 食の安全・安心を確保するための制度の整備</b> 【新規】	… 6
<b>5 農畜産物の輸出拡大に向けた戦略</b>	… 7
(1)原発事故に伴う輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】	
(2)販路開拓支援・輸出機会創出・差別化による市場開拓【継続】	
(3)輸出支援及び物流拠点の構築・物流コスト削減【継続】	
<b>6 プロ農業経営者の経営発展を促進する税制改正・規制改革・金融支援</b>	… 7
(1)経営発展を促進する税制改正	
①財務体質強化のための農業経営基盤強化準備金の継続・拡充【継続】	
②災害対策積立準備金制度の創設【新規】	
③消費税が持つ逆進性の緩和と価格転嫁の行政指導徹底【継続】	
④企業合併・再建投資促進税制及び出融資制度の拡充【新規】	
(2)規制改革による経営発展支援	
①農業生産法人の役員要件緩和【新規】	
②農家レストラン・直売所等を農業用施設とすること【新規】	
③市街化調整区域における直売所等の敷地面積基準の緩和【新規】	
(3)金融円滑化法終了に伴う適切な金融機関への指導【新規】	
<b>7 経営のセーフティネットの構築－収入保険制度－</b> 【新規】	… 9
<b>8 経済界との連携による経営効率向上と先端モデル事業の制度拡充</b> 【新規】	… 9

<b>Ⅲ. 営農類型別の対策の拡充・見直しに関する提言</b>	…10
<b>1 稲作・畑作の施策対応</b>	…10
(1)経営所得安定対策の見直しについて【新規】	
(2)米政策の見直しを含む今後の対応について	
①生産調整の見直しについて【新規】	
②飼料用米等の推進体制の整備と数量払い制度の周知徹底【新規】	
③実需と結びついた主食用米生産の推進【新規】	
<b>2 野菜・施設型経営対策の充実—野菜価格安定事業の拡充—【継続】</b>	…11
<b>3 果樹・工芸作物・薬用作物経営対策</b>	…11
(1)果樹・工芸作物経営対策【継続】	
(2)薬用作物経営対策【新規】	
<b>4 畜産経営対策</b>	…12
(1)配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】	
(2)自給飼料基盤の構築【新規】	
<b>5 営農類型横断的な施策</b>	…12
(1)資材・燃油・電力の高騰対策【新規】	
(2)物流コスト削減対策【新規】	
<b>Ⅳ. 震災復興と地域の維持・振興対策に関する提言</b>	…13
<b>1 東日本大震災・原子力発電所事故からの復興</b>	…13
(1)農業振興に係る復興対策の更なる推進【新規】	
(2)原子力発電所事故の風評被害等の払拭【新規】	
<b>2 災害等の発生時における迅速な対応【新規】</b>	…13
<b>3 日本型直接支払制度の創設と農の公益機能に対する認識共有</b>	…14
(1)日本型直接支払（多面的機能支払）の創設について【新規】	
(2)農の公益機能に対する国民的議論と啓発【新規】	
<b>4 地域農業の維持・発展に向けたきめ細やかな支援</b>	…15
(1)鳥獣害被害対策の充実【継続】	
(2)都市農業の振興【継続】	
<b>5 都市農村交流の促進による地域資源発掘と農山漁村に係る理解の深化</b>	…15
	【新規】
<b>Ⅴ. 農業法人設立・育成支援組織の機能強化等に関する提言</b>	…15
<b>1 農業法人の新規設立・定着支援の拡充</b>	…15
(1)農業法人設立に係る啓発資料等の作成・整備【新規】	
(2)法人育成窓口機能の強化・プロ農業経営者のアドバイザー制度創設【新規】	
(3)法人育成・定着支援と経営支援制度の創設【新規】	
<b>2 農業法人等の従業員育成の支援体制整備【新規】</b>	…16
<b>3 農業法人の事業継承・再生・統合に係るワンストップ窓口設置</b>	…17
(1)農業法人の事業継承のワンストップ窓口の設置【新規】	
(2)農業分野における事業再生支援機能の構築・強化【継続】	

【新規】：平成 26 年度新たに要望する事項

【継続】：平成 25 年度以前の政策提言等と関連する事項

## あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言

### はじめに

農業は自然条件によって生産量が大きく左右され人為的なコントロールが制限されており、生産サイクルは季節と密接に関連しているため季節を問わず生産量を増やすことは困難である。さらに、農産物の貯蔵性は乏しく、在庫による緩衝作用が弱いことから、農業経営体の所得は年々の生産量に大きく依存することで不安定なものになりやすい。

このような特殊性を有する農業について、国は「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、成長産業と位置付け、農業・農村全体の所得倍増を達成するために、農業の生産性の向上や 6 次産業化、輸出拡大などの様々な戦略を実行に移すことを決定した。その成長戦略の具体的な成果目標として、担い手へ全農地の約 8 割を集積することやコメの生産コストの 4 割削減とともに、農業法人を 5 万法人にすることを掲げている。

この農業法人は、我が国の農業経営体の内、約 2%に過ぎないながらも、農業産出額は約 28%<sup>1)</sup>を占めており、食料供給や多面的機能の維持を通じて、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な維持・発展を図ることに大きな役割を担っている。

当協会は我が国農業経営の先駆者たる農業法人等（以下、プロ農業経営者）が結集し、経営確立・発展のための活動を進めることにより、我が国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立された。

我々プロ農業経営者は、組織創設時から農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包含する生命総合産業」と捉え、経営改善と地域貢献に努め、地域農業の牽引者たる自覚を持って経営革新に取り組んできた。特に国民に対して食料の生産・供給責任を果たすことを旨とし、経営の持続的な発展を通じて、人の雇用・育成や消費者交流と情報発信に工夫をしながら、地域社会の発展と地域資源の保全に取り組むことで、農の有する公益機能の維持、地域の発展に貢献してきた。

我々プロ農業経営者は、以上のような役割や現状を認識して自らの経営発展に努めてきたが、自助努力だけでは解決できない様々な問題を有している。こうした問題を解決し、地域で安定した農業経営を行えるよう関係政策等を早急に整備・実現するよう国に対して以下の通り提言する。

# I. 担い手の明確化と人材育成の強化に関する提言

## 【現状と課題】

食料・農業・農村基本法第二十二條は、「農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずる」ことを明記しており、日本再興戦略などにおいて、法人経営を10年後には約5万法人に増加させる成果目標が定められた。

こうした中、既存の各種経営対策の対象者は、認定農業者、中心経営体、経営所得安定対策の対象などで異なっている。今後、競争力のある農業法人などを育成することが求められる中で、国として育成を目指す経営体を明確にした上で、そうした経営体の育成・発展に係る施策を充実させることが必要である。

一方、農業法人は教育機関よりも実践的に人材育成や研修を行う機能を有するため、従業員の独立支援策や育成施策を充実させることで、地域の農業・農地を維持させる取り組みを強化することが必要である。

## 1 担い手の明確化と育成

### (1) 認定農業者制度による担い手の明確化と認定基準の厳格化【継続】

今後、農業法人等で自立した経営（所得の確保）や人材・後継者育成、地域貢献等を適切に行う経営体を担い手として育成することが必要である。

そうした中、現場に最も浸透している、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を産業政策上の育成対象者として位置づけ、農業経営改善計画の更新の際に経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した効果的な経営発展を促す仕組みに見直すことで、再認定の基準を厳格にすること。

### (2) 都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】

経営規模の拡大や農場分散により、市町村や都道府県域を越えて事業を行うプロ農業経営者は今後も増加していくことが見込まれる<sup>2)</sup>。そうした中で、市町村単位の認定農業者制度に加え、都道府県認定や国認定などの制度を新設した上で、都道府県・国の認定を受けたプロ農業経営者には、国庫補助事業等の採択要件を緩和することや補助率を引き上げるなどの措置を講じることで、大規模経営の育成・支援を図り、構造改革を推進することが必要である。

### (3) 人・農地プランを通じた担い手の明確化【新規】

各地で計画作成が進められている「人・農地プラン」は、担い手に対して農地の集積・集約化が円滑に進むように更なる現場での周知と運用改善が必要である。

特に出作などで耕作している農業者や施設型経営、畜産経営、新規就農を含めた上で、地域における継続的な話し合いを行い地域の育成すべき経営体を明確化することが必要である。

## 2 人材育成の強化による担い手の育成支援

少子高齢化・人口減少が進む中で日本経済社会を維持・発展させていくためには、若者、女性、外国人、高齢者など意欲と能力を持つ人々の労働参加を社会全

体で確保していかななくてはならない。特に農業は重労働が多く、労働集約型の産業であることから、労働力の確保がより困難であり、規模拡大を進める上で労働力の不足が制約要因となりつつある。

一方で、農畜産物の生産サイクルは長期間に及ぶものが多く、年々の自然条件によって生産が大きく左右されることから、人材の育成には長期間を有する。

こうした状況から、以下の施策の拡充・改善を通じて、農業法人の正社員の育成、独立支援を行うことが必要である。

#### (1) 「農の雇用事業」の対象期間延長・制度の改善【継続】

農の雇用事業の内、対象期間を最長 4 年間とする法人独立支援タイプが新設されたことで、担い手としての農業法人等の設立・育成の推進が図られることが考えられる。

一方、全ての新規就農者が独立を希望するわけではなく、正社員として対象期間（現行 2 年）経過後も受入法人で働き続けることでキャリア形成を図ることを望む者もいる。農業で肉用牛や稲作など農産物の生産サイクルが長い場合の技術の習得には長期間の経験を積む必要があり、各経営において中堅職員として一定のキャリア形成を図るためには少なくとも 5 年程度の期間が必要である。

そうしたことから、従来の農の雇用事業について、従業員が 5 年後に研修生をどのようなポジションに育成するのかという目標を明確化し、整合性を図りながら取り組むなど、教育・研修や経営管理の徹底を一定基準クリアしたプロ農業経営者に対しては、農の雇用事業の対象期間を最大 5 年に延長するなど制度の拡充を図ること。

また、農の雇用事業の内、次世代経営者育成派遣研修については、研修派遣終了後、1 年以内に経営の中核を担う（役員等への登用）を行うことが要件になっている。多様な人材の育成（経営の中核以外の従事者など）のためにも、研修派遣終了後の要件を緩和することに加え、冬場の期間のみの研修や複数年にまたがる断続的な研修も対象となることを広く周知することで、正社員の育成を図る制度とすることが必要である。

#### (2) 農業法人等の従業員の独立支援－青年等就農資金制度拡充－【新規】

基幹的農業従事者の平均年齢は 66.5 歳と今後地域の担い手をいかに育成させるかは大きな課題である。こうした中、新規就農者が事業を開始する場合の課題として、資金調達（初期投資）があげられており、多くの者が資金調達の方法として、自己資金や親会社資金等で対応している。今後、新規就農者を増加させるためにも青年等就農資金制度の活用推進が必要である。

新規就農者については、生産技術の確立や販路確保などの課題を有している場合が想定されるが、農業法人等で一定年数を常勤で勤務した後、農業法人から独立する従業員については、これまで従事してきた農業法人からの技術指導や販売先の斡旋などを継続して受けている場合が多い。

こうしたことから、青年等就農計画において、これまで従事してきた農業法人等との連携を明記している場合には、貸付限度額を引き上げるなどの優遇措置を実践することで、農業法人等の従業員の独立支援策を強化する必要がある。

### 3 農業法人等の正社員の位置付けの明確化と人材育成を通じた国際貢献

我が国の高齢化率は24.1%（2012年）を超え、労働人口の減少という大きな課題を有している。こうした中で、農業法人が規模拡大や経営効率向上を図るためには、従業員の研修・教育の充実を図るとともに、優秀な人材を確保することが必要不可欠である。

そうした中、当協会の会員は、常勤の従業員<sup>3)</sup>を約2.4万人抱え、地域の雇用の受け皿としての役割も有している。最新の農業構造動態調査結果（2013年）においても常勤の従業員は約19.7万人と推計されており、今後、国の施策として農業法人数を増加させることに伴い、農業法人等の従業員は増加することが見込まれることから、以下の措置を講じることが必要である。

#### **(1) 補助事業採択要件への農業法人等の正社員の位置付け【継続】**

国は政策として農業法人の増加（5万法人）を掲げて施設整備事業を進めようとしているが、「強い農業づくり交付金」などの（原則）5戸要件の基準をクリアすることが事業活用のネックとなる場合がある。

こうした農業法人が補助事業採択要件で不利な立場に置かれている現状を改善し、農業協同組合や個人で実施する場合とのイコールフティングを実現するため、常勤で5年程度継続して農業法人等に勤務する正社員を1人（1戸）の農業者としてカウントし、地域の農業振興と雇用を担っているプロ農業経営者（農業法人）にも各種制度が活用しやすい制度とすること。

併せて、法人構成員となっている農業者についても（原則）5戸要件の基準をどのように適用しているのか国の見解を都道府県・市町村・農業者に示すことを求める。

#### **(2) 外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】**

農業分野でも広く外国人技能実習生を受け入れて途上国の農業振興に寄与しているプロ農業経営者が多く存在している。現行制度では対象期間が最大3年であるが、農産物の生産サイクルは長く、各年の気象条件などにより毎年の生産環境も異なることから、技術習得にはより長期間の経験を積むことが必要である。

こうしたことから、外国人技能実習生に関して、3年間の実習期間が終了し、JITCO認定評価専門級（上位級）等を取得するなど一定以上の技能を身につけた技能実習生が、更に高度な技能を幅広く修得するために技能実習期間を延長又は再入国（2年間）を可能とするよう制度の見直しを求める。

一方、オリンピック需要などによる建設分野での人材不足から、外国人技能実習生について時限措置（2020年まで）で、在留期間の延長が議論されているが、各分野で人数が偏重しないように農業分野においても建設分野と同様の措置を講じること。

また、現行制度の技能実習制度は、企業の常勤職員数や職種・作業（2職種・5作業）の制限を有しているが、日本の優れた農業技術を途上国等により普及させるためにも、企業ごとの受入人数の枠や職種・作業の範囲を拡大することが必要である。

## Ⅱ. 農業の構造改革と経営発展に関する提言

### 【現状と課題】

土地利用型農業の競争力強化には、農地の分散錯圃の解消を図り農地を集積することが必要不可欠である。特に、日本再興戦略において、担い手への農地集積と集約化を図り、農業構造の改革と生産コストの削減（稲作のコスト4割削減）を強力に推進するためには、各都道府県に設立される農地中間管理機構の農地再配分にプロ農業経営者等の意向が反映できることが必要である。

一方、日本再興戦略において、農畜産物の輸出を1兆円、6次産業の市場規模10兆円とすることが成果目標として定められた。こうした政策的な目標達成のために、今後様々な政策支援により各地の農業者が経営の多角化（6次産業化）の取り組みを開始することが想定される。

また、プロ農業経営者が規模拡大・発展を図る上で、各種の税制・規制面での障壁が多く生じている。こうした税制・規制に関して、適切な制度の改正を実施し、プロ農業経営者の経営発展を促すような措置が必要不可欠である。

### 1 農地中間管理機構による農地集積の更なる促進

土地利用型農業の競争力の強化には、プロ農業経営者への農地集積を担保する仕組みが必要である。特に水田については、水系を重視した農地の団地化を促進し、転作作物ごとのブロックローテーションの実施が有効であることから、地域における合意形成は極めて重要である。

農地中間管理機構による農地集積においては、農地の公益性を考慮し、地域の農業維持・発展に責任が持てる者を受け手とする必要があることから、以下の点を留意した運営を行うこと。

#### (1) これまでの経営努力が尊重される仕組みを構築すること【新規】

既に効率的な農業経営を目指して集積に取り組んできた従前の土地利用経営が不利益な扱いを受けないよう、公正な業務推進を行う必要がある。

なお、有機農業などに取り組んでいる場合、土地（農地）への投資（土作り・有機JAS認定など）にコストを投入している。効率的な農地集積を図るためにも、そうした農地の再配分に当たっては、有益費償還請求権を担保するなどの配慮を行うこと。

#### (2) 業務委託先の選定と運営体制の監視・指導の徹底【新規】

市町村等の業務委託先が現場において公正な業務推進を行っているか、都道府県は運営状況を確認した上で、指導を徹底する必要がある、国も適切な運営がなされているか監視・指導する必要がある。

また、業務委託先については、個別の農業経営と利益相反が生じないような業務運営体制を構築すること。

#### (3) 機構の運営にプロ農業経営者が参画できる仕組みの構築【新規】

機構の役員や評価委員会の構成員は、プロ農業経営者（例えば農業法人協会の会員など）をメンバーとし、担い手の代表自らが主体となって機構の運営に関与



できる組織とすること。

また、農地中間管理機構において、地域の市町村が提出する農用地利用配分計画（案）の作成の際には、通常農業委員会の意見等を聞くことが想定される。農業委員に、プロ農業経営者等の担い手を積極的に選任し、農地の集積・配分を決定する農用地利用配分計画（案）に担い手の意見を反映できる仕組みとすること。

#### **（4）農地集積を促進するための支援策の拡充【新規】**

受け手の農業者にとって機構を通じて面的集積（連坦化）をした場合、機械・作業体系の問題から、急激な規模拡大などに対応することは困難である。こうしたことから、規模拡大交付金制度の創設や地域集積協力金などでプロ農業経営者の面的集積を促進すること。

また、現場でプロ農業経営者及びその組織が農地を集積するための取組（出し手の農業者への働きかけなど）に対する支援を実施することが必要である。

## **2 土地改良事業の対応【継続】**

土地利用型農業の競争力強化を図るためには、土地改良事業の推進が不可欠である。特に、生産性向上に寄与する土地改良事業を充実させ、圃場の大区画化（1 ha 以上）・高度化（乾田直播対応など）、用排水路・農作業道の整備、老朽施設の補改修等を促進する。

また、土地改良事業は大型の事業だけでなく、経営体と地権者が共同して実施する低コストの畦畔除去事業・用排水整備事業・農作業道拡幅事業等を促進する施策を充実させること。

## **3 6次産業化に伴う経営リスクの周知【継続】**

経営の多角化（6次産業化）は、農畜産物の付加価値向上等による農業経営者の所得増加を図ることが大前提である。

一方で、6次産業化した場合、不良在庫や貸し倒れなどのリスク発生により、結果として経営に悪影響を及ぼす可能性を有している。

したがって、各農業者がそうしたリスクを的確に把握した上で、経営の多角化を促す必要があることから、国は6次産業化による成功事例だけではなく、失敗事例も同時に紹介することで、経営リスクを広く周知する必要がある。

## **4 食の安全・安心を確保するための制度の整備【新規】**

昨年の有名ホテルのレストラン等をはじめとした飲食業界等の不適正なメニュー表示問題は、消費者の信頼を裏切る深刻な事態となっている。こうした中、食の安全・安心を確保するためにも農畜産物・加工食品等の原産地や成分表示は適切に行われなければならない。

そのためにも、関係施策を整備し、食品表示と偽装防止について行政の指導・監督を徹底することが必要である。また、先般閣議決定された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を早期に制定・施行し、農畜産物等の信用の保護・需要の確保を推進する必要がある。

## 5 農畜産物の輸出拡大に向けた戦略【継続】

### (1) 原発事故に伴う輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】

一部の国や地域に残る原発事故に伴う輸入規制により、日本の農畜産物の輸出そのものできない事態が続いている。今後、日本の農畜産物の輸出拡大を行う際に障害となっている、原発事故に伴う輸入規制の早期解除を促すように一部の国や地域に対して働きかけることが必要である。

また、新たな海外マーケットの開拓に向けて、動植物検疫協議を積極的に進め、輸出検疫体制の充実に努める必要がある。

### (2) 販路開拓支援・輸出機会創出・差別化による市場開拓【継続】

海外の有力なデパート・小売店等に常設のアンテナショップを設け、ニーズの把握や商談実務の支援を行うことで、その地域における中心的な日本産農産物の販売拠点とすることが可能となる。

また、海外で評価の高いJAS有機農産物の輸出拡大に向けた仕組みづくりや欧米で注目されるグルテンフリー食品への対応など、日本国内での認証制度の充実と認証取得の支援を図り、海外市場の開拓に直結する仕組みづくりを急ぐ必要がある。

### (3) 輸出支援及び物流拠点の構築・物流コスト削減【継続】

国内の主要空港・港湾地区に、輸出検疫をはじめとする貿易手続きなどの総合的な輸出実務を担う拠点を設置することで、国内販売に近い流通体制を実現することが可能となる。

また、物流コストの削減には、混載やまとまったロットによる輸送方法が有効である。特に、混載輸送では手続きが複雑になることから、手続きの簡素化や迅速化が求められる。

## 6 プロ農業経営者の経営発展を促進する税制改正・規制改革・金融支援

### (1) 経営発展を促進する税制改正

#### ①財務体質強化のための農業経営基盤強化準備金の継続・拡充【継続】

競争力のある農業経営を育成するため、農業経営基盤強化準備金制度を拡充する。特に、農業経営の規模を拡大する過程では、農地や農業機械だけでなく、農業経営に必要な建物・施設（農機具庫、農産物及び肥料・農薬保管庫、農産物調製施設、農産物処理加工施設、集出荷施設、直売施設、労働力確保施設など）が必要となるため、これらの取得についても準備金で圧縮記帳ができるようにする。

また、規模拡大や設備更新等の投資を適切な時期に実施できるよう、積立期間を現行の5年から10年に延長する。

#### ②災害対策積立準備金制度の創設【新規】

農業経営は気候条件の影響を受け、豊作貧乏という言葉あるように生産動向により農産物価格は乱高下を受けやすい。そうした中で経営のリスク分散を図ることを目的に災害対策の準備金積立額について損金算入を認める「災害対策積立準備金制度」（仮称）を創設する。

#### ③消費税が持つ逆進性の緩和と価格転嫁の行政指導徹底【継続】

軽減税率は事業者の事務負担の増加、免税事業者との税負担の歪みの発生、課税区分の複雑化による混乱などが予想されるため導入すべきではない。

消費税の逆進性緩和については、軽減税率の導入ではなく、低所得者に対する給付措置を行うべきである。低所得者による給付措置について制度設計に時間を要する場合は、例えば食料品購入に使用できるカードの配付などで代替することを検討する。

なお、消費税引き上げの価格転嫁の実効性を担保するためにも行政の指導・監視活動を徹底すること。

今後、軽減税率については、制度の詳細を議論することとなっているが、特に以下の点に留意した制度とすること。

#### イ 免税事業者との取引に係る消費税負担への対策

免税事業者からの仕入が仕入税額控除の対象外とされる場合、免税事業者が業者間取引から排除される。あるいは免税事業者との取引が多い農業経営の消費税負担が高まる可能性があることからその対策をとること。

#### ロ 事務負担軽減に対する検討

委託生産者には免税事業者と課税事業者が混在するため、直売所等はその区分を把握・管理しながらインボイスの代理発行事務を負担することになる可能性があることから、そうした事務負担が生じないような仕組みを構築すること。

#### ④企業合併・再建投資促進税制及び出融資制度の拡充【新規】

同業他社との合併・経営再建を支援する目的で出資を行うプロ農業経営者の農業法人に対し、当該出資額を基準とした損金算入を認める「農畜産業合併・再建投資損失準備金制度」(仮称)を創設する。

また、プロ農業経営者による合併・経営再建を推進するため、既存の公的出融資制度を拡充し、資金面での支援策を充実すること。特に今般法改正が行われた、農業法人投資法などに基づき新たに設立される投資事業有限責任組合などに企業合併・再建投資を中心とした事業を行う組織を設立する必要がある。

### (2) 規制改革による経営発展支援

農業経営の規模拡大や多角化を推進する過程で、プロ農業経営者が抱える既存の制度・規制について、以下の通り規制改革をすることで、経営の自由度を高め、経営改善・発展を推進することが求められる。

但し、経営発展を促進するため経営の自由度を高めることを目的とする規制改革は必要であるが、農地の公益性や地域との調和に配慮する必要があることから、各種規制改革と同時に適正に農地を利用しているかチェック体制を強化することが必要である。

#### ① 農業生産法人の役員要件緩和【新規】

農業生産法人の経営が成長する過程で、業務執行役員の農作業従事要件の維持が役員交代の制約条件となることが予想されるため、特区制度と同様の要件に緩和することを検討すべきである。

#### ② 農家レストラン・直売所等を農業用施設とすること【新規】

現在、農用区域内の農業用施設は、耕作又は養畜の業務に必要な畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設等に限定されている。

国の6次産業化施策を推進させ、農業経営者の所得増大を図るためにも農家レストランや直売所等についても農業用施設に位置付ける要件緩和を行うこと。

### **③市街化調整区域における直売所等の敷地面積基準の緩和【新規】**

都市計画法において、市街化調整区域については、都道府県の条例で区域や用途等を限定した場合に直売所等の建設が認められている。

この市街化調整区域における直売所等の敷地面積の上限は都道府県によって異なり、50㎡（約15坪）～300㎡（約90坪）に設定されている。こうした直売所の建設について、国の推進する経営の6次産業化を図る上では十分な規模の施設を建設することが困難である。

また、当該施設の用途も限定されており、飲食等の提供などができない場合がある。こうした市街化調整区域に係る規制・基準については、地域の実態に合った適切な敷地面積や用途制限に緩和することで、6次産業化を推進することが必要である。

### **(3) 金融円滑化法終了に伴う適切な金融機関への指導【新規】**

平成25年3月の期限到来を迎えた金融円滑化法により、農業経営者を含む多くの中小企業等が返済猶予等の支援を受けている。

国は、金融円滑化法の期限終了後も引き続き、農業という業種の特徴を十分考慮した上で、画一的な運用とならないように金融機関へ指導を徹底する必要がある。

## **7 経営のセーフティネットの構築—収入保険制度—【新規】**

個別経営体の収入に着目した収入保険制度は、農業者のセーフティネットとして有益な役割を果たす可能性がある。しかし、収入という着眼点だけでは資材高騰などによる経費増加に対応できない可能性もある。こうしたことから、国は十分な拠出金を捻出するとともに、所得（利益）をベースとした収入保険制度と同時に資材高騰対策を検討すべきである。

また、今後の収入保険制度を検討するに当たっては、プロ農業経営者の経営実態や意見を十分把握し、制度設計に反映させるような仕組みとすること。

なお、プロ農業経営者の様々なニーズに対応するために、米国等の収入保険制度のように複数の企業・団体が保険商品（メニュー）を提供できるような仕組みとすることが望ましい。

## **8 経済界との連携による経営効率向上と先端モデル事業の制度拡充【新規】**

農地の分散錯圃の解消・集積を図るとともにコスト削減や経営管理の徹底による効率化、農産物の付加価値向上を図る必要もあり、経済界の技術や知見を農業界に応用することは効果的である。こうした、農業界と経済界の連携については、農業界の知的財産を適切に評価した上で、農業経営者の所得増大に資する取り組みについては積極的に推進することが必要である。

長期的な視点で様々な可能性を有している、農業界と経済界の連携強化を促進するためにも交流会などの開催について国として積極的に支援することが必要である。

なお、「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」について

は、様々な取り組みを実施するためにも継続的かつ十分な予算を確保することが必要である。また、同事業は、主に生産コストに資するものが支援対象となっていることから、事業の対象として、経営コスト（流通経費等）の削減や農畜産物の付加価値の向上などに資する技術も補助対象として、農業法人の経営改善を図る制度として拡充を行うこと。

### Ⅲ. 営農類型別の対策の拡充・見直しに関する提言

#### 【現状と課題】

農業には、稲作や露地野菜、畜産経営など様々な営農類型が存在し、経営環境や必要な技術は異なる。

例えば稲作の場合には、昭和 45 年に開始された生産調整を始めとした農業政策の影響を受けていることや水系を中心とした地域での共同活動が必要不可欠となる。

畜産経営においては、採卵鶏業界を中心に規模拡大・経営の集約化が進んだことで、経営構造が大きく変化している。

また、昨今の肥料、燃油等の農業用資材や飼料等の急激な価格高騰は、農業経営へ大きく影響を与えている。世界人口の増加、新興国の経済発展による世界的な原材料・穀物需要増という構造的な問題があり、今後もこうした資材・飼料等の価格高騰が続くことが懸念されている。

特に、原料のほとんどを外国からの輸入に頼る日本においてはこうした価格動向は今後も予断を許さない状況であり、長期的な対策が求められている。

こうした中、営農を行う上での課題について、検討・改善を図ることが必要である。

#### 1 稲作・畑作の施策対応

##### (1) 経営所得安定対策の見直しについて【新規】

経営所得安定対策及び米政策の見直しについては、日本農業の構造改革を進めるための仕組みづくりを含めた慎重な議論が必要であったが、平成 25 年秋の本格的な議論開始から早急に結論が決定したことは拙速感が否めない。

特に米の直接支払交付金などの施策見直しは、耕作面積が大規模な農業法人ほど作付け体系や販売先を短期間で変更することは困難であり、経営に受ける影響が大きい<sup>4)</sup>。このため、経営所得安定対策の見直しによる農業経営への影響を注視し、評価するとともに、経営体質を強化する産業政策の推進（農地集積など）や日本型直接支払制度などの新たな制度をプロ農業経営者が積極的に活用できる運用（Ⅳの 3 の（1）と関連）とすることで、プロ農業経営者の経営に影響が生じないようにすること。

##### (2) 米政策の見直しを含む今後の対応について

###### ①生産調整の見直しについて【新規】

4 年後を目途に生産調整を見直し、国は需給情報等の公開を徹底的に行うこととされているが、食料の安定供給は国民の生命を守るために必要な国の責務

である。国は、国民への責務として安定的な食料生産・供給を可能とするように十分配慮した仕組みを構築することが必要である。

なお、生産調整の見直しの議論の際には、非主食用米の支援策について長期的（10年以上）な施策を継続することを担保することが必要である。

### **②飼料用米等の推進体制の整備と数量払い制度の周知徹底【新規】**

平成26年産より飼料用米等の生産に対し、数量払い（最大10.5万円/反）が導入されるが、飼料用米の需要・供給のマッチング、JA遊休施設の活用を含めた保管方法、効率的な物流の仕組みづくりなどの体制整備を適切に進めることが重要である。特に飼料用米を普及させるためにも、流通コスト削減（乾籾・地域内流通の促進）、飼料としての利用促進策（畜種毎の利用技術の開発・啓発）、育種開発（多収性・直播技術の確立）を進めることが必要である。

なお、現場では10.5万円/反という金額が独り歩きしており、収量によっては、例年よりも交付金額が減少する可能性もあることを周知するなど、米の作付け計画づくりに有用な情報を開示すること。

### **③実需と結びついた主食用米生産の推進【新規】**

産地交付金の中で、加工用米については、複数年契約をする場合には1.2万円/反の追加交付が行われるなどの支援策がとられている。

こうした実需と結びついた取り組みについては、加工用米に限定せず主食用米（業務用米含む）についても支援対象とすることで、米の需給を安定化させることが必要である。

## **2 野菜・施設型経営対策の充実—野菜価格安定事業の拡充—【継続】**

現状の経営安定対策は稲作等に注力した制度となっており、施設型経営（野菜・果樹・きのこなど）には十分な施策が打たれているとは言い難い。

こうした中、既存の制度として、野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）が措置されているが、都道府県の予算措置が無ければ事業に参加できない。また、対象は14品目に限定されていることから、対象品目を拡大（ブロッコリーなどの野菜・ミカンなどの果樹・きのこなど）すること。

## **3 果樹・工芸作物・薬用作物経営対策**

### **(1) 果樹・工芸作物経営対策【継続】**

果樹改植事業は経営の安定に寄与しており、事業を継続して、より活用しやすい制度とすること。

### **(2) 薬用作物経営対策【新規】**

国は、医福食農連携の一環として、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物の生産量拡大を政策目標に掲げ、産地形成等の取組の支援を開始した（薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業など）。

今後、こうした取り組みをより推進するためにも、薬用作物等を生産する農業者の経営安定対策等を構築し、安定した生産が行える基盤を整備することが必要である。

#### 4 畜産経営対策

##### (1) 配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】

近年の飼料価格の高騰・高止まりの影響により、各配合飼料安定基金は大幅な債務超過<sup>5)</sup>に陥るなど、制度の継続に大きな支障が生じている。飼料用米の需給マッチング、耕畜連携の推進策など、長期的な視点に立ち、既存の畜種別の経営安定対策の抜本的な見直しを含む制度の改正を行うべきである。

##### (2) 自給飼料基盤の構築【新規】

飼料生産の基盤を整備するためには、飼料用米だけに特化するのではなく、実需と結びついた WCS や飼料用作物などへの支援策も拡充し、需給バランスのとれた生産・供給体制を整備することが必要である。

特に WCS の場合、数量の計量が困難であることを理由として、飼料用米の数量払いの対象外となっている。しかし、実需と密接に結び付いた取り組みである WCS は、産地交付金の加工用米の複数年契約と同じように長期契約に基づく生産・販売を行っている場合には飼料用米と同等の支援が受けられるなど、政策的な支援を行うこと。

#### 5 営農類型横断的な施策

##### (1) 資材・燃油・電力の高騰対策【新規】

経営の規模拡大を進める中で各種機械や施設を活用し、経営の効率化を図ることは必要不可欠となっている。

資材については東日本大震災や東京オリンピックによる需要の増加による価格高騰は、農業経営に大きな影響を与えている。さらに、施設野菜・園芸を中心に冬期加温に使用される燃油価格が高水準にあることにより、農業者の安定的・継続的な経営が困難な状況となっている。

こうした状況にある 農業経営において、省エネ型の経営構造への転換を支援するとともに、燃油価格の高騰による経営環境への影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図る措置を講じること。

例えば、農業用の電力については安価な価格体系とすることで、省エネ型（電力）の経営構造への転換を図るために措置を検討することが必要である。

##### (2) 物流コスト削減対策【新規】

冷凍・冷蔵技術や輸送技術の発達によるコールドチェーン構築によって、農業者が消費者の軒先まで農畜産物を輸送することが可能となり、農業者と消費者がつながる産直の取り組みが有機農産物等を中心に広がりを見せている。

一方で、燃油価格や資材高騰などによる物流コスト上昇は、商品単価が安価な農畜産物の販売に影響を与えており、こうした産直の取組の普及の妨げになりかねない。こうした状況にある中で、物流コストの削減を図るための運送業界全体の取組強化（積載情報の開示と効率的な活用など）を図ることが必要である。

また、各地方の卸売市場や農業協同組合等では未利用施設が多く存在しており、施設の有効活用を進めることで物流コストの削減を図る策を講じることが必要である。

## IV. 震災復興と地域の維持・振興対策に関する提言

### 【現状と課題】

東日本大震災・原子力発電所事故から 3 年が経過しているが未だに甚大な被害を受けた地域において復興が十分に進んでいるとは言い難い。特に、原子力発電所事故による東京電力の事故後の対応は、住民の健康不安や農林水産業の風評被害を助長するなど、国民を苦しめ続けている。

農業は生産物貯蔵の困難性、土地の重要性、生産に対する自然の制約の強さを有しており、零細経営が多く収益性は低いことから、一度の自然災害が、経営に与える影響は甚大となる場合がある。

また、経済性を重視した結果、中山間地域を中心に過疎化が進行し、耕作放棄地が増加しており、これまで農業者が無償で担ってきた公益機能を維持することは困難な状況となっている。

### 1 東日本大震災・原子力発電所事故からの復興

#### (1) 農業振興に係る復興対策の更なる推進【新規】

東日本大震災による津波被害により、沿岸部の防風林や農地等は甚大な被害を受けた。こうした被害に対し、国の基盤整備事業等を通じて、区画整理が進んでいるが塩害対策や防風林の整備等をさらに加速化させ、農業生産基盤を強化することが必要である。

また、被災地では複数の農業者が結集し、協業化・組織化が進んでいる地域もあり、今後、地域の担い手となるこうした農業法人等の育成を支援する施策を充実させることが必要である。

#### (2) 原子力発電所事故の風評被害等の払拭【新規】

昨年の 7 月以降に明るみになった東京電力福島第一原発の放射能汚染水漏出問題は、杜撰な管理体制によるものであり、放射性物質が地下水を汚染し、自然環境中にばら撒かれ続けていることは、海洋汚染による漁業被害のみならず、住民の健康不安や農業の風評被害を助長するなど、国民を苦しめ続ける。

こうした問題について、国のトップセールスによる国内外への情報発信を積極的に行い、早急な事態収拾に向かわなければ我が国が誇るジャパンプランドへの信頼は大きく失墜し、農業経営者の経営努力や従業員の労働意欲は大きく損なわれる。

原子力発電所事故の風評被害問題に対し、安全性に関する正しい知識の啓蒙と情報発信を行うなど、被害の防止へ向けた継続的な対策を行うこと。

また、国の責務で風評被害の地域が拡大しないような措置をとることが必要である。

### 2 災害等の発生時における迅速な対応【新規】

近年はゲリラ豪雨や豪雪といった自然災害が多発しており、気候の影響を受ける農業を営む上では経営リスクは増加している。こうした中で、地域の農業者が安心して営農を継続できるような災害時の支援措置を構築することが必要である。

平成 25 年 11 月以降の豪雪対策については、経営体育成支援事業の運用緩和や



国庫補助率の引き上げが行われており、今後もこうした支援策を講じることで農業者が安心して営農を継続できるようにすること。

併せて、災害対策については、迅速な復旧・復興を果たすためにも申請書類の簡素化や地方行政に対するきめ細やかな指導を徹底する必要がある。

### 3 日本型直接支払制度の創設と農の公益機能に対する認識共有

#### (1) 日本型直接支払（多面的機能支払）の創設について【新規】

新たに創設された、日本型直接支払（多面的機能支払）については、恒久法として法制化したことから、今後安定的に運営されるものとする。

この日本型直接支払制度の中で、農地維持支払や資源向上支払については、地域の共同活動への支払いが原則となっており、農業法人等のプロ農業経営者にどのような影響があるかが不透明である。特に、地域によっては集落の太宗を1戸の農業法人等が耕作している場合もあることから、新たに創設される日本型直接支払制度の交付要件として例えば中山間地域等直接支払制度の個別協定のような制度を取り入れ、実際に役務を提供した農業法人等に適切な対価が支払われる仕組みとすることが必要である。

なお、地域によっては財政・窓口のマンパワー不足などにより新たな制度を十分に活用できていない市町村も存在している。こうした市町村等の財政・事務負担を軽減化させるためにも、国は定額助成（国庫100%）による交付を行うことが必要である。

また、日本型直接支払制度については、地域農業の維持に果たす事業に対して適切な支援措置とすることが必要であり、交付対象事業を拡大した上で、地域の实情に合わせて柔軟な運用を行うことが必要である。

例えば、交付対象が共同活動となっているが、農地を適切に維持・管理し、農の多面的機能を維持するという目的を達成するために、地域の合意の下、草刈り等の作業期間を決定し、耕作面積と畦畔率から計算した面積に対して農地維持支払の一部を支払うなどの柔軟な運用を行うことが必要である。

#### (2) 農の公益機能に対する国民的議論と啓発【新規】

農業者は生産する農産物を販売し、生計を立てているが、一方で農産物を生産することにより、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭にはつながらないさまざまな公益機能を発揮させている。

しかし、経済性を重視した結果、中山間地域等の過疎化進行、耕作放棄地の増加といった問題が生じており、これまで農業者が無償で担ってきた公益機能を維持することは困難な状況となっている。また、中山間地域等の維持を図るための地域政策については、若者をいかに定着させ地域集落や文化を保全していくかという視点を考慮した政策の実施が必要である。

こうした公益機能については、国民で議論を行い省庁横断的な制度設計を行うことが必要である。そうした議論を通じて、農業者が公益機能を維持するための正当な報酬を受け取れる仕組みを構築すると共に、農の公益機能を国民に対して周知・啓発を図る必要がある。

#### 4 地域農業の維持・発展に向けたきめ細やかな支援

##### (1) 鳥獣害被害対策の充実【継続】

鳥獣被害防止のために電気柵、防護柵、ワナの導入、狩猟免許の取得要件緩和や地域ぐるみで取り組む環境整備など、地域の実情に併せた総合的な対策について継続と充実を図る。

##### (2) 都市農業の振興【継続】

都市農業振興に係る基本法や緑農地制度などを早急に創設することで、市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等を都市計画等において、農業振興を図り緑地を保全すべき土地として明確に位置付け、規制と振興策の両面からその保全を図るべき。

特に都市における農地については、農産物の供給機能と同時に都市住民の災害時の避難場所や憩いの場などの多様な価値や役割を有していることを明確にし、関係省庁で協議して都市に農地を残すための措置が必要である。

#### 5 都市農村交流の促進による地域資源発掘と農山漁村に係る理解の深化【新規】

都市住民（消費者）の農山漁村の理解や地域資源を発掘し、新たな需要と結びつけるためにもグリーン・ツーリズム等の取り組みを積極的に推進することが重要である。

特に、多様なニーズを持つ都市住民や訪日外国人旅行者が増加傾向にある中で、日本の農村地域が持つ地域資源を活用することが必要である。そのため、都市住民に農山漁村が持つ地域資源について、十分な情報発信を行うことや都市農村の交流活動を実践するための支援策の拡充を行うことが必要である。

## **V. 農業法人設立・育成支援組織の機能強化等に関する提言**

### **【現状と課題】**

国は日本再興戦略などにおいて、農業法人を10年後に5万法人とする政策目標が打ち出している。一方で、そうした農業法人の育成・設立及び設立後の経営を支援する制度や組織に対する支援措置は十分になされていない。

こうしたことから、今後農業法人を増加させるためには、相談窓口機能を強化し、経営の法人化支援と設立後の経営フォロー体制を充実させることが必要である。

一方、農業法人の従業員の研修・育成を支援する仕組みを整備し、従業員の資質向上を図ることが必要である。

また、農業分野における、事業継承や事業再生、経営改善を支援する公的な相談窓口（利害調整のプラットフォームを兼ねる）等を十分に整備する必要がある。

### 1 農業法人の新規設立・定着支援の拡充

#### (1) 農業法人設立に係る啓発資料等の作成・整備【新規】

国は農業法人の設立を志向する農業者に対して、農業法人設立のメリット・デ

メリット等を整理した分かりやすいパンフレットやマニュアルを整備・配布することで農業法人の設立支援を行うことが必要である。

具体的には、農業法人の設立に対して段階別に、①導入用（簡素なリーフレット）、②研修会用（説明会等用の資料）、③解説資料（専門書籍等）を作成し、農業者に分かりやすい資料を用意する必要がある。

(2) **法人育成窓口機能の強化・プロ農業経営者のアドバイザー制度創設【新規】**  
今後農業法人を 5 万法人に増加させるためにも相談窓口の機能強化を図る必要がある。

具体的には、専門的な知識を有した、「農業法人育成推進員」（仮称）を各都道府県に配置し、その活動・職務の的確な遂行を行うための雇用人件費や活動費を支援すること。

また、当協会の会員はプロ農業経営者として先駆者たる人材が全国各地で事業を展開している。その実践的で貴重な経験を有しているプロ農業経営者を登録し、全国へ派遣する仕組みを創設することで、今後の農業法人設立・6 次産業化の推進を図ることが必要である。

(3) **法人育成・定着支援と経営支援制度の創設【新規】**

農業経営の法人化を行った場合、個人経営の際には発生しない社会保障等の管理コストが増加する。特に法人化初期については管理コストの増加をきちんと認識した上で事業計画を策定すること必要があり、法人設立に係る啓発資料及び相談窓口での対応（上記（1）及び（2））は、そうした実態を踏まえたものでなければならない。

農業法人設立支援策としては、「人・農地問題解決加速化支援事業」があるが、今後、農業法人の育成・定着を図るためにも設立初期（5 年程度）の経営体への支援（助成・税制面の優遇措置など）制度を創設することが必要である。

なお、生産者の協業による組織形成は、出荷ロットの安定確保と品質の高位平準化によるブランド力強化、共同資材購入や共同選別によるコスト削減などの効果も期待できる。今後、こうした生産者の自立的な農業者の協業による組織形成が地域農業発展の核として位置付けられることが重要であり、協業型農業法人の設立や遠隔地間での法人ネットワークの形成を推進していくことが必要である。

## 2 農業法人等の従業員育成の支援体制整備【新規】

農業法人の増加に伴いその従業員は増加傾向にあり、適切な人材育成を行うことが求められている。一方、農作業における死亡事故率は他産業と比べても高い状況にあり、人材確保と安定的な雇用を維持するためには適切な労務管理と研修等の実施を通じて事故率を低下させることが必要である。

雇用時等の安全衛生教育は法で定められた責務であり、従業員が各種農作業を実施する際にはこうした教育を適切に受けていることが必要である。しかし、農業法人の場合、従業員の人数は限られており、社内だけでは十分な教育・研修を受けることが難しい。

こうしたことから、農業法人の従業者を対象とした労働安全・衛生管理に関わる教育や実践的な農業経営・栽培技術など、従業員の資質向上に資する研修会の

開催について支援を行うことが必要である。

### 3 農業法人の事業継承・再生・統合に係るワンストップ窓口設置

#### (1) 農業法人の事業継承のワンストップ窓口の設置【新規】

農業法人の経営者の高齢化が進展<sup>6)</sup>しており、今後後継者不足から事業の縮小、廃業などの増加が懸念されている。事業継承を行う場合、後継者育成のためにも様々な業務を経験させることが望ましい。しかし、農業では限られた人員や業務の中で組織構成や人事配置を工夫することは困難であり、社内だけで経営者としての教育・訓練等を行うことは困難である<sup>7)</sup>。

また、直系親族などの明確な後継者がいない場合、農業法人の従業員等を経営者として育成するためには、従業員の選定・育成を長期的な視点で行うことが必要である。

したがって、農業の特殊性を熟知した専門家が常駐するワンストップ窓口を都道府県単位の1つは設置することで農業法人等の事業継承を円滑に行える体制を整備する必要がある。

#### (2) 農業分野における事業再生支援機能の構築・強化【継続】

地域で中小企業等を中心とした事業再生を行っている、中小企業再生支援協議会に農業法人の再生を支援してもらうことは、ケースによって可能であるが、支援対象が中小企業者に限定されており、農業協同組合法に基づく農事組合法人などは対象外となっている。

また、中小企業再生支援協議会では農業法人の再生支援に関して十分なノウハウが蓄積されていないことから、農業分野における、事業再生、経営改善を支援する公的なワンストップ相談窓口（利害調整のプラットフォームを兼ねる）を少なくとも全国に1か所設置することで、農業分野における円滑な事業再生支援を実施し、他の中小企業と同等の支援が実施できる体制を整備する必要がある。

#### 【脚注】

- 1) 『食料・農業・農村白書』（2010年度）によれば、全農業経営体の内、家族経営体約98%、農業法人等の組織経営体2%であるのに対して、農業産出額は家族経営体約72%、農業法人等の組織経営体28%と推計されている。
- 2) 当協会が2012年に実施したアンケート調査（回収率51%）では、農業経営の範囲が市町村域を超えている会員は85法人等（内、都道府県を超えてい会員は19法人等）存在している。その中で、農業経営改善計画の認定を複数市町村で受けている会員は42法人等（同10法人等）存在している。
- 3) 当協会が2013年4～6月に実施した緊急雇用調査の結果、法人協会の会員企業で約2.4万人（※）の農業法人等の従業員が従事していることが明らかになっている。  
※：23,658人＝10,504人（回答会員の農業法人等の従業員数）÷44.4%（回収率）。
- 4) 農林水産省の「農業経営統計調査」（組織経営体）のデータをもとに、組織経営体の収支構造をみると、営業利益段階で赤字経営となり、米の直接支払交付金等（制度受取金）により経常利益黒字を確保する経営構造となっている。
- 5) 配合飼料安定基金の債務超過額（3基金合計）は▲981億円（H25/3末）となっている。
- 6) 当協会の調査（会員基礎調査等）では、経営者の年齢は51.5歳（2000年）から56.7歳（2012年）へと変化しており、今後こうした傾向が続くことが懸念される。
- 7) 当協会が2013年に実施したアンケート調査（回収率48.7%）では役員に対する研修・教育として最も有効な方法は、「研修・教育機関における研修」56.5%が回答している。

【新規】：平成 26 年度新たに要望する事項

【継続】：平成 25 年度以前の政策提言・要請等と関連する事項